

日米地位協定の見直しを求める決議

2012年11月2日未明に、アメリカ合衆国軍兵士が沖縄県読谷村で地元住民の住居に侵入し、住民を負傷させるという事件が発生した。沖縄県内で発生した在日米軍兵士による集団強姦事件を契機として夜間外出禁止令が発令されていた中での事件である。当該兵士は、住居侵入後に負傷し米軍基地内の病院に搬送されたことから、その身柄は同国に属することとなった。その後も、うるま市での建造物侵入及び沖縄市での道路交通法違反など、同県における米兵の不祥事が相次いで発生している。

日米地位協定第17条5（c）においては、被疑者の身柄が合衆国側にある場合、日本が起訴するまでの間身柄の引き渡しは行われない旨を規定している。1995年に沖縄県で発生した少女暴行事件を踏まえた日米両国間での運用の見直しにおいても、起訴前の身柄引き渡しは殺人及び強姦に限定され、合衆国側が「好意的考慮を払う」ものとなっている。

実際、公務外の米軍関係者の犯罪・事故の起訴率は約1割という驚くべき低い数字である。昨年の法務省統計では強姦、強制わいせつ事件でさえ全て不起訴となっている。

今般発生した住居侵入等事件を含め、全てが不起訴となる状況は、罪名の軽重を問わず日本国民への人権侵害と断じざるを得ない。

このような悲劇がたび重なり繰り返されてきた現実を鑑みると、日米地位協定第17条（刑事裁判権）については、本質的な部分においてその内容が不平等なものであり、もはや運用の改善だけでは限界に達していると言わざるを得ない。世界各地に駐留軍を派遣しているアメリカ合衆国は、駐留先の国とそれぞれ地位協定を結んでいる。ドイツでは日米地位協定にはない米軍基地への立ち入り権や米軍の環境保全責務が規定されている。

韓国政府では、昨年、米兵による10代韓国人女性への強盗強姦事件が相次ぎ、地位協定の運用改善や韓国側の司法権拡大などを求める声が高まった。このため米韓両政府は本年5月、韓国側が容疑者の身柄を起訴前でも確保できる新たな措置をとった。5月の米韓地位協定合同委員会でこの条項の撤廃などに合意し、現在は「凶悪犯罪」に限るという制限もついていないという。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、重大犯罪に限定しない全ての被疑者の起訴前身柄引き渡しの実現を含め、日本におけるアメリカ合衆国軍関係者の全ての事件・事故を日本の法と司法によって厳正かつ適正に裁くことができるように、日米地位協定を抜本的に改定することを強く求める。

上記、決議する。

平成24年12月20日